

覚醒剤原料研究者業務廃止届出書

覚醒剤原料研究者の業務を廃止したので、覚醒剤取締法第 30 条の 4 の規定により、指定証を添えて届け出ます。

年 月 日

住 所

届出義務者続柄

氏 名

山梨県知事 殿

指 定 証 の 番 号		第	号	指 定 年 月 日	年 月 日
研 究 所	所 在 地				
	名 称				
業務廃止の事由及びその事由の発生年月日					